

「代理人サービス」重要事項説明書

1 「代理人サービス」（以下、「本サービス」という）の概要について

- (1) 本サービスは、事前に代理人を決めておくことで、預金者が来店できない場合、代理人が預金者の当金庫の預金に関する取引を行うことができるサービスです。
- (2) 預金者又は代理人が認知・判断能力を喪失した場合、本サービスは停止となります。
- (3) 本契約は一人一契約一店舗でのみ申込が可能となりますので、複数店舗で取引がある場合には本サービス申込の際に申込店舗へ取引の集約をしていただきます。
- (4) 本サービスの利用期間は、申込日より1年間とします。但し、初年度は申込日の属する年度末（3月31日）までとし、1か月前までに解約の申出が無かった場合には更に1年間延長し、以降も同様とします。
- (5) 「代理人サービス」「将来のための代理人サービス」共に、代理人としての取引は遠州信用金庫の預金取引に限ります。他の金融機関の預金に関する代理取引は対象外となります。

2 本サービス利用の流れについて

- (1) 本サービスは、申込手続後に代理人による代理取引をご利用いただけます。
- (2) 預金者と代理人が同席の上で、預金者取引店舗にて本サービスの申込の届出をしていただきます。手続の際には預金者と代理人の関係が分かる戸籍謄本又は住民票（配偶者又は血縁関係のある二親等以内の親族であることが分かるもの）、預金者及び代理人の顔写真付本人確認書類が必要となります。
- (3) 預金者が希望する場合、バンキングアプリ（残高照会及び取引履歴の確認のみ）を登録してご利用いただくことが可能です。バンキングアプリ登録の際のIDとパスワードの設定は預金者が行い、代理人がバンキングアプリの利用を希望する場合には、預金者よりIDとパスワードを代理人にお伝えください。なお、既にバンキングアプリを登録されている場合、ご利用いただける機能を残高照会及び取引履歴の確認に制限させていただきます。

3 代理人について

- (1) 代理人は満18歳以上の個人で配偶者又は血縁関係のある二親等以内の親族から1名のみ指定可能です。
〔注〕二親等以内とは父母、祖父母、兄弟・姉妹、子、孫になります。
- (2) 代理人が上記親族であることを確認させていただくため、戸籍謄本又は住民票の原本をご提示いただきます。

4 代理人取引について

- (1) 代理人が代理行為を行う場合には当金庫が定める各種規定に同意したものとし、当金庫所定の手続に準じて取引いただきます。
- (2) 代理人は取引の都度、本人確認書類をご提示ください。
- (3) 代理人取引は、「当座預金を除く預金の入出金、新規開設・解約」が可能です。なお、預金者キャッシュカードは預金者のみが利用可能となります。
- (4) 代理人取引は、「出資金加入・譲渡」「融資取引」「預り資産取引」「貸金庫取引（すでに貸金庫契約があり、その代理人が本サービスの代理人となる場合、代理人による開閉取引のみ可能）」「インターネットバンキングによる取引」「住所・電話番号変更等の諸届」「残高証明書発行」「自動振替の設定」はできません。
- (5) 代理人から取引の申込をお受けする際、出金（現金の出金又は預金者名義人以外への振込で預金者名義口座から支出するもの）については、取引にかかる根拠となる書面（請求書や領収書等）の提示を求める場合があります。また、提示がいただけないときは、取引をお断りすることもありますので、予めご了承ください。
- (6) 代理人から取引の申込をお受けする際、預金者に電話等で内容を確認する場合があります。また、確認ができないときは、取引をお断りすることもありますので、予めご了承ください。
- (7) 普通預金以外の預金科目口座（定期預金、定期積金、積立式定期預金等）を解約される場合、一旦普通預金口座に振り替えます。その後、普通預金口座より出金してください。

5 本サービスの解約・変更について

- (1) 解約は預金者又は代理人から可能です。
- (2) 代理人の変更は、預金者からの申出により可能です。
- (3) 本サービスは預金者又は代理人が死亡した場合、若しくは、預金者又は代理人が認知・判断能力を喪失した場合に終了となります。
※預金者が認知・判断能力を喪失した場合に本サービスは終了しますが、事前に「将来のための代理人サービス」に申し込んでいる場合には、所定の手続を行った後に「将来のための代理人サービス」をご利用いただくことが可能です。
- (4) 代理人が行う取引に疑念や不審な点があると当金庫が判断した場合、本サービスは終了します。
- (5) 預金者に成年後見制度の開始があった場合、本サービスは終了し、以後成年後見制度による取引に移行します。
- (6) 当金庫が本サービスの継続が相応しくないと判断した場合、本サービスを終了します。

6 情報の開示について

- (1) 当金庫が代理人と行った取引について、預金者の推定相続人から取引の開示請求があった場合でも、当金庫はそれに応じることはございません。

7 免責事項

- (1) 本サービスによる損害等が発生した場合、当金庫の責によるものを除き、当金庫は一切責任を負いません。
- (2) 預金者の死亡、後見制度の開始、届出事項の変更などは、速やかに当金庫に届出ください。
- (3) 7（2）の届出がない限り、代理人が行った取引は有効となり、それにより生じた損害について当金庫は一切責任を負いません。